

1 インフォメーション

審議会などの公開基準を整備

市は4月3日、行政情報を積極的に市民の皆さんに提供するために、庁内各所管で運営している審議会、懇話会、協議会などの公開に関する統一基準となる「大和市審議会等の公開に関する要綱」を定めました。

要綱では、会議の原則公開や会議開催の事前公表、会議の傍聴などを

定め、会議録が自由に閲覧できるようにしました。また、「大和市審議会等の委員公募要綱」を作成し、委員数や応募資格など、委員の公募基準も整備しました。

こうした統一基準を設けることで、積極的に審議内容を公開・情報提供し、審議会などの審議過程の透明性と公正な運営をよりいっそう確保するとともに、市政への関心や参加意欲を高めるなど、開かれた市政を更に推進していきます。

基地開放日のデモンストレーションフライトが中止に

米海軍厚木航空施設司令官ケビン・P・マクナマラ大佐は、4月18日、市役所で土屋市長と会談し、米海軍が7月28・29日に予定している厚木基地の開放日(オープンハウス)には、これまで実施してきたデモンストレーションフライト(展示飛行)を実施しないことを明らかにしました。

デモンストレーションフライトは、騒音がひどく、墜落の危険性があるため、長年にわたり、NLP騒音の解消とともに、厚木基地問題の今日的な重要課題として、その中止を要請してきました。

会談では、同司令官が「米軍としても近隣住民に配慮した」とその理

由を伝えたのに対して、土屋市長は「従来からの市の要請の成果であり、その決断を評価したい」と答え、更に、「今日的課題の解決に向けた大きな一歩であり、関係各機関の努力にも感謝したい」と述べました。

しかし、同司令官は、米軍の中止決定はあくまでも「今年のデモンストレーションフライト」で、来年以降の実施については明言を避けただけ、土屋市長は、デモンストレーションフライトを恒久的にやめるよう重ねて要請しました。

市は、昨年9月以降、厚木基地との交流を中断していますが、今後は基地開放日のデモンストレーションフライトの実施状況などを踏まえ、

由を伝えたのに対して、土屋市長は「従来からの市の要請の成果であり、その決断を評価したい」と答え、更に、「今日的課題の解決に向けた大きな一歩であり、関係各機関の努力にも感謝したい」と述べました。

しかし、同司令官は、米軍の中止決定はあくまでも「今年のデモンストレーションフライト」で、来年以降の実施については明言を避けただけ、土屋市長は、デモンストレーションフライトを恒久的にやめるよう重ねて要請しました。

市は、昨年9月以降、厚木基地との交流を中断していますが、今後は基地開放日のデモンストレーションフライトの実施状況などを踏まえ、

他の法令などに特別な定めがある場合
個人情報に該当する事項を審議する場合
公開することで、公正且つ円滑な審議運営が著しく阻害されると認められる場合

広報やまと、市のホームページ、市役所情報公開コーナーで会議の日時、場所、審議内容、会議の公開・非公開、傍聴手続きなどをお知らせします。

会議開催の事前案内

広報やまと、市のホームページ、市役所情報公開コーナーで会議の日時、場所、審議内容、会議の公開・非公開、傍聴手続きなどをお知らせします。

会議録の閲覧

市のホームページや情報公開コーナーで閲覧できます。

対象となる審議会など

地方自治法で規定する附属機関など(現行39組織)、任意に設置される懇話会、協議会。

原則公開

審議会などの会議は、原則公開としますが、次の事項に該当する場合は、非公開とするかどうかの決定をします。

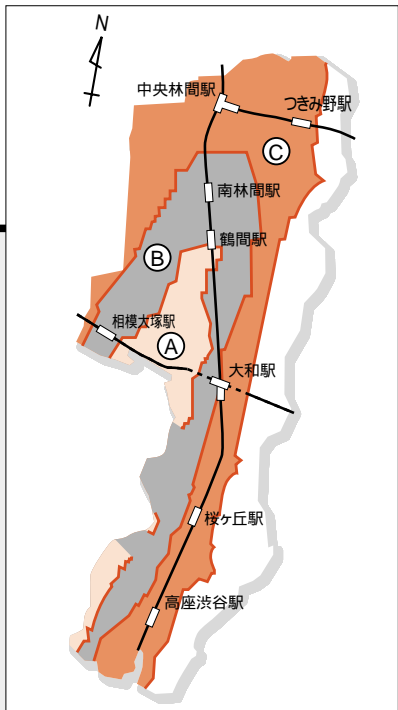
交流の再開を検討していきます。

市は、今後も、基地にかかわるさまざまな問題に対し、全力で取り組みていきます。

問い合わせは、市役所基地対策課基地対策担当 ☎(260)5310へ。

問い合わせは、市役所行政改革推進課情報公開担当 ☎(260)5334へ。

住宅防音工事募集のお知らせ



【追加工事の助成の対象となる住宅】

これまでに、新規工事のみを実施した住宅。

助成を受けられる部屋数は、「家族の人数+1部屋（最高5部屋まで）」から、新規工事を実施した部屋数を除いた数。

【特定工事の助成の対象となる住宅】

昭和61年9月10日（住宅防音工事の区域を定めた最後の告示日）までに建てられた住宅。今年度は、図のAの区域で昭和54年9月から、図のBの区域で昭和56年11月から、また図のCの区域で昭和59年6月からそれぞれ昭和61年9月10日までに建てられた住宅を対象とします。

今年度は、「新規工事」、「追加工事」、「特定工事」、「建て替え工事」、「防音区画改善工事」の5工事を募集します。工事を希望する人は、次のとおり受け付けます。

【新規工事の助成の対象となる住宅】

図のAの区域で昭和54年9月5日までに建てられた住宅、図のBの区域で昭和56年10月31日までに建てられた住宅、及び図のCの区域で昭和59年5月31日までに建てられた住宅で、これまで防音工事を実施していない住宅。

助成を受けられる部屋数は、1世帯につき2部屋まで。

を終了した住宅で、建て替えを計画、または建て替えた住宅に、再度、防音工事の助成をします。ただし、建て替え前後に「代替性・継続性」があると認められる住宅に限ります。過去に実施した1回目と2回目の防音工事の年度をあらかじめ調べておいてください。

建て替え前の住宅の解体年月、新築住宅の建設年月が確認できる書類を持参してください。助成を受けられる部屋数は、家族の人数+1部屋。

【防音区画改善工事の助成の対象となる住宅】

次のいずれかに該当する住宅について、可能な範囲で家屋全体を一つの防音区画（部屋）と考え、防音工事をします。

- これから防音工事（新規・追加・特定・建て替え）を実施する住宅で、バリアフリー、またはフレックス対応住宅。
- 平成3年3月31日までに防音工事（新規・追加）を終了した住宅で、その後、バリアフリー、またはフレックス対応住宅に改造した住宅。

障害者など（身体障害者、高齢者などで介護を必要とする人）が居住する住宅。

助成を受けられる部屋数は、家族の人数が4人までの世帯は5部屋まで、5人以上の世帯は、家族の人数+1部屋」まで（防音工

【補助金の額】

国が定めた標準仕様で工事をする場合は、国から100%の助成が受けられます。ただし、部屋数に応じて一定の限度額が定められており、これを超えた額は自己負担となります。

【申し込み方法】

とき 5月30日（水）～6月1日（金）午前10時～午後6時

ところ 生涯学習センター

申し込みは原則として住宅の所有者または居住者に限ります。

防音工事は国の助成金交付決定以後でないと着手できません。

工事契約の勧誘をする工事関係者が見受けられますので、契約は慎重にしてください。

都合により期間中に申し込みができない人は、市役所基地対策課 ☎(260)5310、または座間防衛施設事務所 ☎(261)2063でも受け付けます。

【建て替え工事の助成の対象となる住宅】

平成3年3月31日までに防音工事